

2018年10月17日

「建設現場の労災保険の基礎知識 Q&A」追補

株式会社大成出版社

平素より小社出版物につきまして、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
本書につきまして、下記の通り改正漏れがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

[Q28] 【39頁】の **Answer** を下記のようにすべて差し替えてください。

Answer.

厚生労働省のホームページからダウンロードするのはかまいませんが、コピーは印刷位置がずれたりしますのでしないようにとの厚生労働省からの要請です。

用紙類は、コンピュータの OCR 措置で読み取る関係で、次の注意事項が示されていますので、留意してダウンロードしてください。読み取れない場合には、労働基準監督署で用紙をもらうようにしてください。

1 印刷した OCR 様式をコピー使用しないでください。

※コピーによる印刷ズレにより機械で正しく読み取れない原因となります。

2 2 頁目以降がある OCR 様式については、必ず「両面印刷」を行ってください。

3 プリンター等で印刷する際は、「頁の拡大・縮小」、「頁の回転・中央配置」等の処理を行わない設定としてください。

※印刷の際に拡大・縮小・回転等の処理が行われている OCR 様式は、正しく読み込めない場合があります。

※プリンター等で印刷する際の設定については、以下の「OCR 様式印刷時の設定方法(例)」を参考にしてください。

4 OCR 様式印刷に使用する用紙については、以下の条件を満たすものを使用してください。

※一般的に「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC 用紙」等の表示で販売されているもので、以下の条件を満たすものであれば、使用が可能です。

○大きさ：A4 サイズ

○厚さ：坪量 67g/m² 程度

○白色度：80%以上

○汚れ、曲がり、濡れ、破損、変色等がないこと

5 印刷後、OCR 様式の印刷状況に欠け、滲み、途切れ等の問題がないことを確認してください。特に、OCR 様式の 3 カ所に「基準マーク(3mm 四方の正方形)」(以下の <印刷後の OCR 様式のイメージ図> 参照)が正しく印刷されていることを確認してください。(イメージ図等の詳細は下記のリンク先厚

生労働省をご参照ください。)

6 これらの条件を満たしても、お使いのパソコン、プリンター等の状態によっては、作成した OCR 様式が正しく読み込まれない場合があります。

※大量に OCR 様式を作成されるご予定のある場合は、事前に少数のサンプルを作成し、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署へご相談ください。

※OCR 様式ではない請求書等については、以下により印刷していただくようお願いいたします。

- 大きさ：A 4 サイズ(拡大・縮小は行わないこと。)
- 汚れ、曲がり、濡れ、破損、変色等がないこと
- 2 頁目以降がある請求書等については「両面印刷」を行うこと

リンク先 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/02.html>

【Q46】【61 頁～63 頁】は下記のように変更してください。

【61 頁の Q46 の本文の上から 8 行目～9 行目を下記のように差し替えてください。】

つまり、加害者のある災害をいいますが、交通事故などではゼロ対 100 パーセントで一方向的に加害者と被害者に別れる例は少なく、6 対 4 などのような割合で双方に落ち度があるものです。業務上災害の場合と通勤災害の場合とがあります。

【62 頁の本文の上から 16 行目～19 行目を下記のように差し替えてください。】

合には、所轄労基署に「第三者行為災害届」を 1 部提出しなければなりません。この届は支給調整を適正に行うために必要なものです。労災保険の給付に係る請求書と同時またはこの後速やかに提出する必要があります。ひき逃げなどで第三者がわからない場合には「不明」と書いて提出します。

【62 頁～63 頁の表を(別添 1)のように差し替えてください。】

※2018 年 4 月 1 日から添付書類が減りました。

【Q59】【77 頁、79 頁】は下記のように変更してください。

【77 頁の本文の上から 2 行目～12 行目を下記のように差し替えてください。】

交通事故は、自賠責保険と任意保険と労災保険が競合していますから、労基署が過失割合を決定して保険会社との間で給付割合（負担割合）を調整します。給付は自賠責保険が最優先となりますが、治療が長引く見込であるとか、示談等が進まない場合には、「第三者行為災害に係る労災保険先行申請書」（労災保険先行願）を労基署に提出することにより、労災保険から給付が行われた上で、後日労基署が保険会社との間で調整をすることになります。これは、被災労働者保護の観点での制度です。

ところで、自賠責保険や任意保険だと、自由診療のため医療費が高額になります。これを避けるため、相手方の保険会社は労災先行の процедуру取るように被災者に勧めることが多いようです。

過失割合の決定に当たっては、交通事故の場合は判例タイムズに多くの事例が収録されているので、これを基本としつつ、実際の発生状況に応じて労基署で修正をするのが一般的です。

【79 頁の様式例「第三者行為災害に係る労災保険先行申請書」を削除してください。】

※2018年4月1日から「第三者行為災害に係る労災保険先行申請書」は、提出不要になりました。

[Q89] 【118 頁】は下記のように変更してください。

【「労災保険金受任届」を下記のように差し替えてください。】

(別添 2)の「受任者払(変更)申請書」と(別添 3)の「委任状」に差し替えてください。

※2018年4月1日から「労災保険金受任届」は、「受任者払(変更)申請書」と「委任状」に変更されました。

● 今後追補等が発生した場合は、弊社(大成出版社)の HP(下記)の「サポート」で情報をアップいたします。

リンク先 大成出版社 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/support/>